

豊明市音楽家協会 運営規約

第 1 条（会の目的）

クラシック音楽のプロ演奏家団体として、クラシック音楽の普及を目的としています。

第 2 条（名称） この会の名称を以下のとおりとする。 豊明市音楽家協会

第 3 条（事務局所在地） この会の事務局を以下に置く。 〒470-1131 愛知県豊明市二村台 4-2-17

第 4 条（会員） 音楽大学卒業、または同程度の実力を有すると、代表が認めた者を参加の条件とする。

第 5 条（役員） この会に以下の役員を置く。 代表 1 名 副代表 1 名

第 6 条（役員の任期） 役員の任期は総会で定める。

第 7 条（代表） 代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第 8 条（運営） おおむね年 4 回の役員会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第 9 条（会費） 会費は総会で定めることとし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第 10 条（規約改正） この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第 11 条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、7 月 31 日に終わる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 〒444-3173 愛知県岡崎市滝町外浦 234 高田知子

副代表 加藤玲子

2. この規約は 2015（平成 27）年 8 月 1 日から適用する。